

公立大学法人高崎経済大学公告第4号

次のとおり一般競争入札を行うので、公立大学法人高崎経済大学契約事務取扱規程（平成23年度規程第43号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年1月6日

公立大学法人高崎経済大学理事長 市川 豊行

1 入札に付する事項

- (1) 件名 公立大学法人高崎経済大学で使用する電気
- (2) 仕様 「公立大学法人高崎経済大学電気需給仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 場所 群馬県高崎市上並榎町1300番地 高崎経済大学施設(構内及び体育館)
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、当該業務に係る入札参加資格確認通知書を受けていることとする。

- (1) 次の①から④までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - ④ 次のアからキまでのいずれかに該当すると認められる者（次のアからキまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過した者を除く）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり監督員又は検査員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。

キ 前各号の定めにより一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加するに支障がないと認められる者は、この限りではない。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (4) 履行開始日から送電をすることが可能である者であること。
- (5) 別添の「公立大学法人高崎経済大学電力の調達に係る環境配慮の基準」を満たしていること。
- (6) 高崎市暴力団排除条例（平成24年条例第72号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

3 入札参加資格の確認

入札説明書による。

4 申請書等の提出

入札説明書による。

5 入札説明会

実施しない。

6 入札及び開札

(1) 入札日時及び場所

① 日時 令和4年2月17日（木） 14時

② 場所 高崎経済大学事務棟3階 大会議室

入札方法は、入札書の持参によるものとし、電送又は郵送による入札は認めない。

- (2) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（様式第4号）を提出すること。
- (3) 入札者又はその代理人は、提出した入札書の変更や取り消しをすることができない。
- (4) 入札担当者が、競争入札が公正に執行することができない状態であると認めるときは、当該入札を延期し、又は中止することがある。
- (5) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて、入札後直ちに行うものとする。この場

合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(6) 入札者は、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く一切の諸経費を含めた契約金額を見積もらなければならない。

(7) 入札金額の算出基礎として、入札内訳書（様式第6－1号）を作成し、入札書に添付すること。

なお、入札内訳書に積算の内訳を記載できない場合は、当様式を見本に任意様式にて記載をして提出するものとする。

(8) 入札執行回数は2回とする（1回目の入札で落札者がいない場合は2回目を実施する）。

7 最低制限価格

設定しない。

8 入札保証金

免除する。

9 契約保証金

免除する。

10 入札の無効

次の（1）から（8）までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消すことができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札内訳書を提出しなかった者の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

11 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低価格となる総価をもって入札をしたものを落札者とする。

(2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定

する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 契約は、入札書に添付された入札内訳書に記載されている基本料金単価及び使用電力量料金単価で行うものとする。

1.2 支払条件

- (1) 落札者は、毎月末日の24時に計量器に記録された値を読み取り、計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。）を公立大学法人高崎経済大学（以下「本学」という。）に通知するものとする。
- (2) 落札者は、本学の検査合格後、落札者の定める任意の様式による請求書により、電気料金の支払いを本学に請求するものとする。
- (3) 本学は、上記（2）の請求があったときは、適正な請求書を受理した日が属する月の翌月末までに支払わなければならないものとする。

1.3 契約書作成

契約書を作成するものとする。

1.4 その他

- (1) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 入札参加者は、入札説明書、仕様書及び契約書案を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (4) 入札説明書等の配付資料は、本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (5) 本件公告に示した契約について、次年度の歳出予算が減額・削減された場合には、本契約の変更・解除を行うことがある。また、本学は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。
- (6) その他不明な点については、以下に問い合わせること。

公立大学法人高崎経済大学 総務グループ 財務チーム

電話：027-343-5416（直通）

担当：中島